

申 請

平成24年10月11日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年10月5日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
つくば市において産出された茶(秋冬番茶以降)
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

つくば市で産出される秋冬番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
つくば市	秋冬番茶	つくば市①	H24 10/2	1.5
	(飲用茶)	つくば市②		3.3
		つくば市③		4.5

(※)

検査地点の選定方法

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、筑波山と霞ヶ浦に挟まれ、関東ローム層に覆われた平坦な地形となっている。

つくば市の茶の販売農家は2戸である。今回のほ場は、当該農家の圃場が所在する大穂地区の要から1箇所、荃崎地区の九万坪から2箇所を選定した。

なお、つくば市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、つくば市内の3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

つくば市における茶の流通は、自らの茶園で生産した茶葉を加工、販売する形態である。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産に向けては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈り等を実施するとともに、それぞれの工場に対し、入荷先の記録に加え、出荷先の記録の保存を求め、販売先等の捕捉を可能としてきた。

24年産については一番茶の時期に刈り落としを行った後、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りを実施した。

また、つくば市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を

実施する。

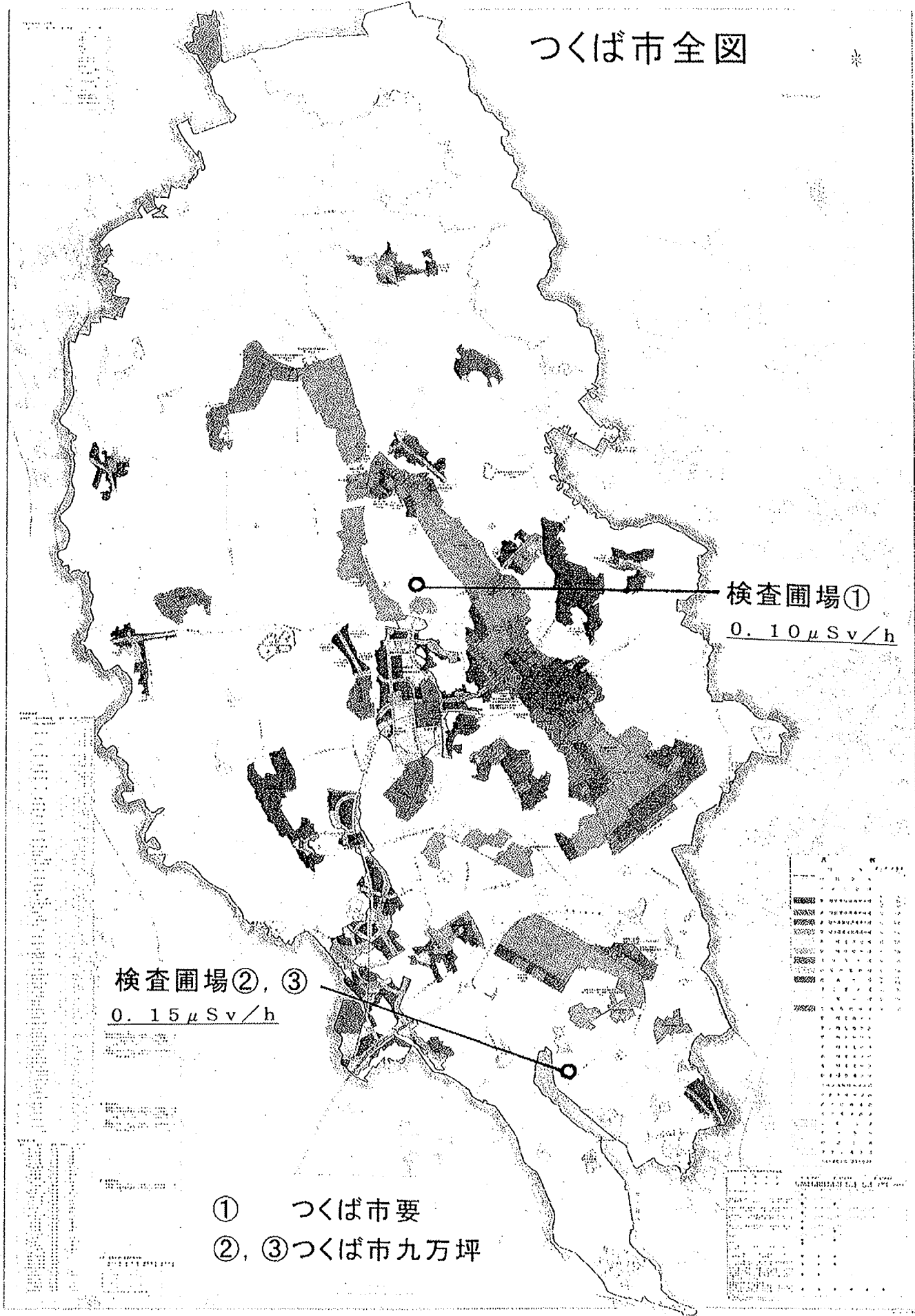
また、すでに出荷制限が解除された坂東市、古河市、常総市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市、石岡市、那珂市、城里町、鉾田市、水戸市、高萩市、日立市、茨城町の16市町及び今回解除申請するつくば市の計17市町を除く茨城県下27市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないように、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該17市町から生産された荒茶には、市町村名の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

つくば市全図

*



検査圃場①

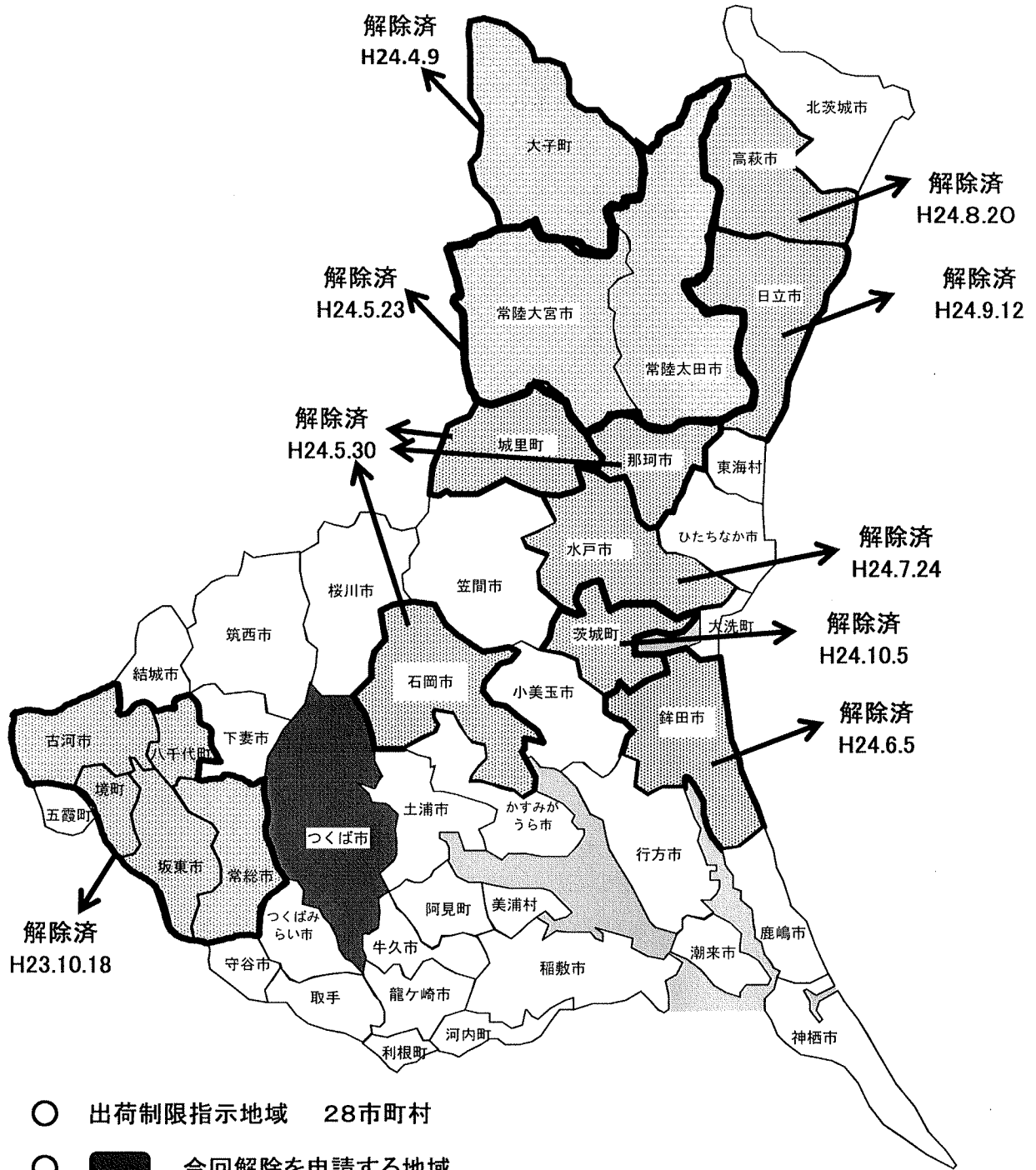
$0.10 \mu\text{Sv/h}$

検査圃場②, ③

$0.15 \mu\text{Sv/h}$

- ① つくば市要
- ②, ③ つくば市九万坪

茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



市町村名	(ha, 戸)	
	栽培面積	農家戸数
つくば市	6	2
合計	6	2

栽培面積 : H18農林水産統計年報より
 農家戸数 : つくば市調査